

# 公益財団法人 日本下水道新技術機構

## 第 16 回理事会議事録

1. 開催された日時 平成 29 年 3 月 9 日 (木) 13 時 28 分～15 時 40 分
2. 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
3. 理事総数 7 名
4. 出席理事数 5 名  
(出席) 江藤 隆 岡久 宏史 大村 達夫  
永澤 章行 長澤 毅  
(欠席) 手島 康博 花木 啓祐  
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一
5. 議案及び報告事項  
議案 (決議事項)  
第 1 号議案 特定費用準備資金の積立に関する件  
第 2 号議案 平成 29 年度事業計画及び収支予算等に関する件  
その 1 平成 29 年度事業計画書(案)に関する件  
その 2 平成 29 年度収支予算書(案)に関する件  
その 3 平成 29 年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件  
第 3 号議案 第 10 回評議員会の招集に関する件  
報告事項  
(1)内閣府の立入検査について  
(2)新宿労働基準監督署による是正勧告等とその対応について  
(3)代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告  
(4)下水道管路マネジメント推進のための検討会 (仮称) の設立について
6. 議事の経過の要領及びその結果  
(1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告  
古瀬事務局長から、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は 7 名中 5 名出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。  
(2) 議長の選出  
古瀬事務局長から、理事会運営規則第 6 条第 1 項の規定により、「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り江藤理事長が議長を務めることとなった。  
(3) 議事録署名人の報告  
江藤議長から、議事録署名人は、定款第 43 条第 2 項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、江藤代表理事と穂本、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

#### (4) 議案の審議状況及び決議結果等

##### ○決議事項

##### 第1号議案 特定費用準備資金の積立に関する件

事務局より、雨天時浸入水対策は下水道事業における喫緊の課題であることから、本機構においては、本調査研究テーマを重点自主研究と位置付け、これを集中的かつ計画的に実施するため、本調査研究の準備資金として特定費用準備資金を積み立てることについて説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

丸山監事 特定費用準備資金の積立としては、28年度の決算においてBS（貸借対照表）上は積立金となり費用のPL（損益計算書）にも例えば積立金繰り入れとして出てくるのか。

事務局 資産が流動資産から固定資産に変わるだけなので、PLには出てこないがBSには出てくる。

丸山監事 この積立金の要件として、その根拠を明らかにすることが求められているが、その算定根拠について伺いたい。

事務局 本件に関し事前に行政庁（内閣府）に確認したが、このような複雑な調査研究なので詳細な積算まで根拠を示すことは厳しいのではないかという見解を得ている。

大村理事 今回の議案に関し、機構の重点自主研究のテーマとして「雨天時浸入水対策に関する調査研究」と限定しているが、下水道事業には様々な課題があるので、この資金を広く弾力的に活用するために、テーマや名称を幅広くにした方が融通性があると思うが見解を伺いたい。

江藤議長 大村理事のご発言の趣旨はよく理解するが、将来の事業の名称や内容等を特定して計画的に実施することを要件に積立が認められている。また、テーマについては、各自治体に対してアンケートをとって、自治体が一番困っている課題である雨天時浸入水対策をテーマに重点自主研究として、本格的に取り組むこととしたものである。

大村理事 この雨天時浸入水対策に関する調査研究の成果はどのような形で出てくるのか。例えば、報告書とかガイドラインのような形で出てくるのか。

江藤議長 この研究テーマについては、多くの自治体との個別の共同研究の中で、雨天時浸入水の原因究明とその対策を研究しており、その成果に反映するとともに、来年度、国土交通省において委員会を設けて本格的に議論されると聞いているので、その際にこの成果を反映したいと考えている。

丸山監事 この特定費用準備資金は特別な資金なので、積立に関して区分経理して保有するような要件を求められていないか。

事務局 特にそのような要件は求められていないが、行政庁に対して当該年度の使用実績を報告することになっている。

長澤理事 この積立金については、昨年、その取扱いを規程に定めたものの、剰余金を保有しているようにも見えるが、会計法上の問題はないのか。また、下水道事業が抱えている課題は今回の不明水対策に限らず、汚泥処理対策など多々あるが、どうして今回のテーマとして取り上げたのか。

江藤議長 この積立金の会計処理については法令に基づき、さらに内閣府に本調査研究の内容、要件や用途等について確認をとり、この資金を積み立てることとしたもので、長澤理事ご発言の会計法には抵触しないものと考えている。また、テーマについては、先般、不明水についてマスコミで大きく報道されたように非常に注目を浴びていること、そして、先ほども申し上げたが、下水道管理者である自治体が一番困っている課題の不明水対策が、

今回のテーマとして最も相応しいと認められることから、これに取り組むこととしたものである。

穂本監事 先ほど、この特定費用準備資金は一体して運用するという説明があったが、この資金を使った費用としてPL上に出てくるという理解でよいか。

事務局 平成 28 年度の決算上は、PL の方には出てこないが BS には出てくる。一方、行政庁への報告では、費用としてこの金額が出てくるということで、27 年度の黒字分と 28 年度の黒字を解消するという報告になり、PL には出てこないが、その報告をすることによって費用とみなされる。逆に費用を使った場合は、それを収益として計上するが、決算書上は PL には出てこないが BS には出てくる。そちらの方で相殺して収支相償の報告になるという仕組みになる。

穂本監事 そうすると、これからは行政庁への報告と決算書上の PL という全く別な二つのものが出てくるということか。

事務局 そのとおりである。この資金は、決算書上と行政庁への報告は別な取扱いになる。

丸山監事 収支相償上の費用とみなすということなのか。

事務局 丸山監事ご発言のとおりである。

永澤理事 今回の調査研究の不明水対策は、我々が現役時代から取り組んできた課題であるが見方によっては難題である。資料によると、この調査研究の実施期間が 2 年とあるが、経験上、このテーマは 2 年ではかなり厳しいと考える。例えば、この調査研究の追加の必要がある場合やアウトプットをよくしたいといった場合、またこの資金を入れて、今回と同じテーマで調査研究を行うことは可能なのか。

江藤議長 本調査研究は、この計画に基づき実施することとしているが、さらに詳細な調査等の必要性があれば、また積立金を立てて、今回と同じテーマで調査を行うことはあり得ると思う。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が第 1 号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案 平成 29 年度事業計画及び収支予算等に関する件

その 1 平成 29 年度事業計画書(案)に関する件

その 2 平成 29 年度収支予算書(案)に関する件

その 3 平成 29 年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件

岡久専務理事及び事務局より、第 2 号議案その 1 からその 3 まで関連議案につき一括しての説明があった。最初のその 1 では、I 基本方針、II 事業計画及び III 組織管理運営の適正化と効率化の各項目について中期事業計画との関連や位置づけ等を交えて詳細な説明があった。その 2 では、前年度の各科目と比して説明があった。また、その 3 については、設備投資として情報セキュリティ向上のためのシステム改良及び機構内データベースシステムの開発を予定していることの説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

大村理事 平成 29 年度の事業計画は中期事業計画に基づき策定されたと思うが、28 年度と 29 年度の相違点やハイライト的な箇所には、アンダーラインを付すなどしてもらえると非常に分かりやすい。

江藤議長 その点については次回から改めたい。ご助言に感謝する。

丸山監事 収支予算書で、事業収益が前年度に比して増えているが、これは事業計画において説明のあった各事業を拡大するという理解でよいか。

江藤議長 事業収入が前年度に比べると、予算上かなり増えているように見えるが、

実際は本年度の決算見込額とほぼ同額となる。その意味では、本年度並みの予算を組んだという理解をしていただければと思う。

丸山監事 事業計画の情報セキュリティの強化の中で、事業継続について説明があったが、これは、例えば災害が起きた時のためにデータのバックアップをとるという意味か、あるいは緊急時の連絡体制など、機構として事業を継続するための計画をつくるということなのか。

事務局 現在は機構のデータは機構内でバックアップをとっているが、災害等が起きた場合に備えて、今後はクラウド化して遠方へのバックアップも合わせて実施するというもので、クラウド化による業務継続やセキュリティの向上を図るというものである。

大村理事 事業計画の8頁～9頁に、地方公共団体との共同研究には民間企業の参画が記述されていないが、民間企業との共同研究には地方公共団体の参画が記述されている。このことについて説明願いたい。

岡久専務理事 地方公共団体との共同研究は、公共団体が抱える課題について調査研究を実施するものであるが、民間との共同研究においては、下水道管理者のフィールドを使つての技術開発やソフト開発もあるため、フィールドを提供してくれた地方公共団体にも積極的に参画してもらつるとともに意見や助言を受けることも重要であることから、本年度から管理者参加型共同研究というものを創設した。

江藤議長 地方公共団体との共同研究においても、民間の技術情報を機構から公共団体に提供する、あるいは公共団体からの求めに応じて、それを活用して研究を進めるということが実態としてあるが、民間との共同研究は、成果をマニュアルや技術資料として作成する際、その信頼性を高めるために、公共団体にも参画してもらい、ユーザー目線でマニュアル等をまとめることとし管理者参加型共同研究を創設したものである。

このあと、意見・質問はなく、議長が第2号議案その1からその3までについて諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案 第10回評議員会の招集に関する件

事務局より、第10回評議員会を3月16日(木)午後3時から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議題は、議案として「評議員等の選任方法に関する件」、報告事項として理事会決議事項の報告と「内閣府の立入検査について」、「新宿労働基準監督署による是正勧告等とその対応について」、「下水道管路マネジメント推進のための検討会(仮称)の設立について」及び「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告」であるとのことであった。

このあと、意見・質問はなく、議長が第3号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### ○報告事項

#### (1) 内閣府の立入検査について

事務局より、昨年10月28日に行われた公益認定法に基づく内閣府の立入検査について報告があり、検査結果について、内閣府から本機構の組織運営や事業活動は適切であるとの評価を受けたことの報告があった。なお、同報告に関して特段の発言・質疑応答はなかった。

(2) 新宿労働基準監督署による是正勧告等とその対応について

事務局より、昨年11月21日に新宿労働基準監督署から、職員の時間外労働等に関して是正勧告及び改善指導があったこと。本機構としては、是正勧告で指摘された事項については直ちに改善することとし、三六協定の適切な運用、給与規程の改正及び不足額の支払い等の是正措置を講じたこと。その他の指導事項については、労使協議、社会保険労務士の指導等を踏まえ、改善に向けて対応方針を取りまとめたこと。本年1月10日に同監督署にこれらの是正報告書を提出し受理されたこと。現在、その改善方針に基づき、適切な労働時間管理及び健康管理に取り組んでいることの報告があった。

このあと、同報告に関して次の発言・質疑応答があった。

長澤理事 ただ今、一般職員の時間外労働等の改善内容について報告があったが、管理職員についても健康管理という点で働き過ぎを心配している。この辺についての対応は考えているか。

事務局 労基署からは、管理職員も含めて職員の健康管理に留意するよう指導を受けている。また、現在、職員の出社・退社はタイムカード方式で行っているが、勤務実態はその個人しか分からないので、4月から、全職員の勤務態様が把握できるデスクネット（タイムカード付きスケジュール管理システム）により管理することとしている。

江藤議長 現在、長時間労働問題に関し管理職員についても労基法改正の議論が行われていると聞いているので、その動向等もみながら適切な対応をとっていききたいと考えている。

大村理事 職員の長時間労働等で改善措置を講じたということであるが、29年度の予算の中において、これらの対応については反映しているのか。

江藤議長 ただ今の大村理事のご発言に関しては、これから実際の業務量を執行しながら、体制やアウトソーシング等を考慮しながら対応していく必要があると考えており、29年度の予算上もアウトソーシング、派遣、非常勤職員の雇用というものも念頭においている。大事なテーマであるので、29年度においても長時間労働対策と業務の効率化を重点に取り組んでいきたいと考えている。

大村理事 報告では、医師による面接指導制度を実施するということだが、医師は雇用しなくてもよいのか。

江藤議長 法律上、50人以上雇用している事業所においては産業医を置くことになっているが、現在、機構職員は50人に満たないことから、医師による面接指導については、公的な機関である新宿地域産業保健センターを活用していくこととしている。

永澤理事 早く帰宅するよう促された結果、電子媒体に業務データを取り込んで自宅で作業しているような実態があり、さらにウイルス感染によりセキュリティ上トラブルになったという話も聞いているので、その辺の対応やフォローアップが必要ではないか。

穉本監事 その点は世間でも注目を浴びており、いろいろなところで問題が起きているが、問題が起きてからは遅いので、仕事が一定の職員に偏ることのないようなるべく平準化することと、どうしても偏るような場合は、上司は部下の仕事量や作業状況を理解して、常に声をかけてやるなどフォローしてもらおうことが、このような問題の事前防止につながると思うので、その辺に気を遣って仕事を進めてもらいたいと考えている。

事務局 報告の中にもあるが「業務の見える化」を図るということで、それぞれ誰がどの位の業務量を持っているか上司は勿論のこと周囲も把握しながら、お互いが協力して効率的に業務を執行することとしており、現在、

この見える化に取り組んでいるところである。

江藤議長 具体的には、各担当の業務の進捗状況や課題を週に1回フォーマットに記入して全員で共有するというもので、必要に応じてチームで助け合う形にしている。また、情報セキュリティに関しては、体制の整備とシステムの充実を図ることとしており、外部の専門家のチェックなどを受けて遺漏のないよう、その強化に努めてまいりたいと考えている。

### (3) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

代表理事である江藤理事長及び業務執行理事である岡久専務理事から、職務執行状況の報告があった。

このあと、同報告に関して次の発言があった。

大村理事 ただ今の報告の人材育成について、機構には自治体や民間企業からの出向職員が数多く在職しているが、機構での経験は大変貴重であると思うので、今後もこの出向者の人材育成を充実していただきたい。

江藤議長 出向職員の機構での経験は、出向元の自治体や企業からも高い評価をいただいているので、今後も引き続き、これら職員の資質や能力向上に取り組んでいきたいと考えている。

### (4) 下水道管路マネジメント推進のための検討会（仮称）の設立について

事務局より、下水道管路のマネジメントサイクルを的確に回していく際の諸課題を速やかに議論し、対策を講じるための方策、民間としての組織体制のあり方について検討するため、下水道管路マネジメント推進のための検討会（仮称）を設立することについて報告があった。

このあと、同報告に関して次の発言・質疑応答があった。

長澤理事 ただ今の報告の中で、メンバーは民間企業や協会等となっているが、地方自治体は入らないのか。

事務局 あくまで民間企業としての解決を図る方策や組織体制のあり方等について検討するということなので、今のところ、メンバーとして地方自治体は考えていない。但し、必要に応じて下水道協会等に地方自治体の現状についてご教示いただくことはあり得ると考えている。

大村理事 報告を聞いていると、検討会は管路の老朽化や長寿命化に対応しているだけのように思える。例えば、管路を有効に使って地域が活性化するような観点からの考え方も議論するような検討会になっているのか。

事務局 管路のアセットマネジメントのサイクルを回していく中で、管路の形態が変わっていくこともあり得ると思うので、そういう意味で、ただ今、大村理事ご発言の新しい管路の形態につながっていくことも十分にあり得ると考える。

以上をもって議案及び報告事項についてすべて終了したので、15時40分、議長は閉会を宣し解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年3月9日

代表理事

江藤 隆 

監 事

穂本 守雄 

監 事

丸山 淳一 